

手話通訳者・要約筆記者派遣費

社会福祉法人 神奈川聴覚障害者総合福祉協会

手話通訳者・要約筆記者（以下、情報保障者とする。）1人当たりの派遣費は、派遣時間に応じて、次のとおりとする。

平成28年4月1日より適応

時 間	金 額
最初の1時間まで	6,000円
2時間まで	8,000円
3時間まで	10,000円
10時間まで	24,000円
上記のとおり、最初の1時間は6,000円。更に、1時間増すごとに、2,000円を加算します。また、上記の金額に、情報保障者が自宅から用務地に赴く際必要な往復の交通費を加算します。	

- 注 1、派遣時間は、集合時刻から業務終了時刻までとし、上記の表のとおり、1時間単位毎に派遣費が増額いたします。
- 2、派遣費は、「手話通訳者決定通知書」及び「要約筆記者決定通知書」に記載された派遣時間に基づき請求させていただきます。（情報保障者の実働時間が下回った場合でも派遣費の減額はいたしません。）
尚、実働時間が「手話通訳者決定通知書」及び「要約筆記者決定通知書」の派遣時間を超過し、次の時間単位の10分を超えた場合は、1時間単位毎に2,000円を加算します。（10分以内は加算しません。）
- 3、実施日の前日16時を過ぎてキャンセルをされる場合は、派遣時間に係わらず、1人につき6,000円を請求させていただきます。また、当日の連絡などにより、情報保障者が自宅を出て交通費が発生した場合は、その交通費を加算いたします。
- ※ 実施日の前日が閉館日の場合、閉館日前日の16時までにご連絡をお願いいたします。ご連絡がない場合はキャンセル料が発生いたします。
<休館日 月曜、祝祭日、12月29日～1月3日>
- 4、川崎市内の企業・団体・公的機関等の依頼に対しては、別の派遣基準があります。
詳しくは、川崎市聴覚障害者情報文化センターにお問い合わせください。